富士山包括的保存管理計画の改定

〇要 旨

- ・2016年1月に改定した富士山包括的保存管理計画(以下「計画」という。) は、「第9章 行動計画の策定・実施」において、資産の保存管理等に係 る諸事業の実施主体・概要・工程を示しているため、<u>定期的に事業の進</u> 捗状況を反映させることが必要である。
- ・工程における実施期間として、短期(~3年)、中期(~5年)、長期(6年目以降)の3つを設定しており、昨年度、長期が経過したため、<u>今年</u>度に時点修正等の改定を行う。
- ・次回以降も原則として5年(長期サイクルの2年目)ごとに改定する。
- ・また、2021年3月を目途に現在検討中の遺産影響評価の実施手法の追加等の改定を行う予定。

〇 今回の主な改正点

(1)「第6章 周辺環境との一体的な保全」

法的保護措置に係る状況の変化として、富士吉田市及び小山町が 2016 年4月に施行した景観条例の適用を反映させる。

(2)「第9章 行動計画の策定・実施」

事業の追加・修正・削除を行うとともに、短期(2013~2015)、中期(~2017)、長期(2018以降)で示した**実施期間の見直しを**する。

<変更前>

<変更後(案)>

区分	短期(実施済)		中期		長期		短期			中期		長期	
年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018 以降	\rightarrow	<u>2018</u>	<u>2019</u>	<u>2020</u>	<u>2021</u>	<u>2022</u>	2023 以降

(3) その他

『ヴィジョン・各種戦略』との関係を明確化、時点の変更等に伴う必要な修正を行う。

〇スケジュール

~ 2020 年 3 月	「第9章 行動計画の策定・実施」等の改定
~ 2021年3月目途	遺産影響評価の実施手法の追加等の改定